

(令和6年第1回定例会5月会議)

## 参考資料（議案関係）



# 議案参考資料

(令和6年第1回定例会5月会議)

担当課(室)係

企画公室 政策調整係

## 1. 議案名

報告第3号 かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、適用期限が延長されました。

このことにより、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により専決処分したので、これを報告するものです。

## 3. 趣旨・目的

本町の産業の持続的発展を促進し、過疎法の趣旨である人材の確保及び育成・雇用機会の拡充・住民福祉の向上・地域格差の是正に寄与することを目的として、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う特別措置について改正するものです。

## 4. 概要

改正内容

### ・適用期限の延長

省令において、適用期限「令和6年3月31日」が「令和9年3月31日」に延長されたことに伴い、条例第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めます。

(施行期日：令和6年4月1日)

## 過疎地域における固定資産税の特別措置（課税免除）の概要について

### 1. 制度概要

かつらぎ町内において対象事業を行うために取得等した土地、家屋及び設備に対して、新たに課税されることになった年度から3年度分に限り、固定資産税を免除します。

### 2. 対象地域 かつらぎ町全域

### 3. 対象事業および要件

- 青色申告を提出する法人または個人であること
- 取得価額(土地は含まない)

対象事業	個人	法人の資本金規模		
		5千万円以下	5千万円超 1億円以下	1億円超
製造業、旅館業	500万円以上	500万円以上	1千万円以上	2千万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上			

- 対象となる固定資産

1. 家 屋 建物およびその附属設備のうち、直接事業の用に供する部分
2. 土 地 上記家屋に係る土地(直接事業の用に供する部分)。ただし取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設に着手した場合に限る。
3. 償却資産 機械および装置のうち、直接事業の用に供するもの  
※ただし、資本金額5千万円以上の法人については新增設のみ

### 4. 課税免除の内容

当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物および当該家屋の敷地である土地の固定資産税を3年間課税免除します。

### 5. 減収補てん

最初に課税免除を行った年度から3年間について、固定資産税の減収分の75%に相当する分が普通交付税で補てんされます。

### 6. 適用期限 令和9年3月31日

### 7. 実績

令和3年度	製造業	8件	15,295,200円(償却資産)		
令和4年度	製造業	6件	14,044,500円(償却資産)		
令和5年度	製造業	6件	9,909,800円(償却資産)		
	製造業	1件	441,300円(償却資産・家屋)	計7件	10,351,100円

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例 (平成22年かつらぎ町条例第30号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地について、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地</p>	<p>○かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例 (平成22年かつらぎ町条例第30号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地について、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地</p>

改正後	改正前
<p>とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(省 略)</p>

# 議案参考資料

(令和6年第1回定例会5月会議)

担当課(室)係

税務課 固定資産税係  
住民税係

## 1. 議案名

報告第4号 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

令和6年度税制改正における地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

## 3. 趣旨・目的

地方税法の改正により、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので、これを報告するものです。

## 4. 概要

主な改正内容

① 令和6年度分の個人住民税について、定額による住民税額の特別控除を次のとおり実施します。

・対象者 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

・減税額 本人、控除対象配偶者又は扶養親族 一人につき 1万円

・減税方法

(1) 特別徴収(給与)の場合

令和6年6月給与の支払いをする場合、特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで特別徴収義務者が徴収します。

(2) 特別徴収(年金)の場合

令和6年10月の年金支給時に特別控除の額に相当する金額を控除します。

(3) 普通徴収の場合

令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額を控除します。

※ 特別徴収(年金)及び普通徴収において控除しきれない場合は順次控除することとなります。

② 土地に係る固定資産税の負担軽減措置の延長

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から地域や土地にばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した負担軽減措置について令和8年度まで継続延長します。

(施行期日：令和6年4月1日)

## 背景

➢ わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正により令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税を実施します。

## 概要

### ○対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円※以下<sup>※給与のみの場合は年収2,000万円以下</sup>の個人住民税所得割の納税義務者

### ○対象とならない方

- ・前年の合計所得金額が1,805万円を超える方
- ・前年の総所得金額等が所得割の非課税限度額以下の方
- ・所得控除により課税総所得金額等がゼロとなる方
- ・税額控除により定額減税前に所得割額がゼロとなる方

### ○減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき**1万円**

- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。このため令和6年1月2日以後に出生した扶養親族については対象になりません。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。
- ※4 国内に住所のある方に限ります。

### ○通知方法

減税額については、課税決定通知書の税額控除額欄又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載されます。

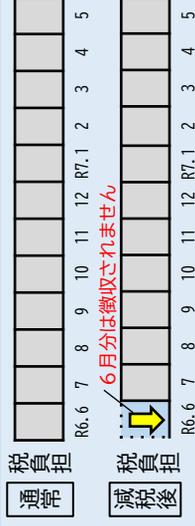
## その他

- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。

## ○減税方法（令和6年度分）

### ①特別徴収（給与）

➢ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月でなされます。



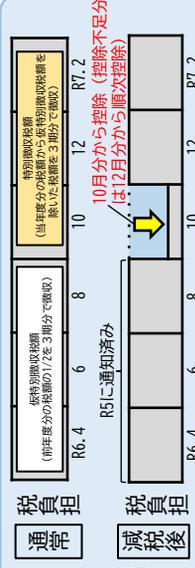
### ②普通徴収

➢ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年7月分）以降の税額から、順次控除されます。



### ③特別徴収（年金）

➢ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



※複数の徴収方法で徴収される場合など、上記のパターンに当てはまらない場合もあります。

(令和6年第1回定例会5月会議)

【報告第4号 参考資料】

かつらぎ町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(町民税の減免) 第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することから明らかなり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定により町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(省 略)</p> <p>(固定資産税の減免) 第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者</p>	<p>○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(町民税の減免) 第51条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(省 略)</p> <p>(固定資産税の減免) 第71条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者</p>

は、納期限前までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認められる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならぬ。

(省 略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならぬ。

(省 略)

は、納期限前までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならぬ。

(省 略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならぬ。

(省 略)

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)  
第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの

条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3. 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（省 略）

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）  
第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべ

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（省 略）

き町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)  
第7条の6 令和6年度分の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通

徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を7で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に6を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてははその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてははその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額

との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては、以下のとおりとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においては、その者の第1期分金額と、その者の分割金額との合計額から、その者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においては、その者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額と、その者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額と、その者の分割金額との合計額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては、以下のとおりとし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項及び次条第1項において「第3期納期」という。）においては、その者の第1期分金額と、その者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額から、その者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においては、その者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額と、その者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額と、その者の分割金額に3を乗じて得た金額と

の合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期から第3期納期においてはならないものとし、第40条第1項に規定する第4期の納期（以下この項及び次条第1項において「第4期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に3を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に4を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期から第4期納期においてはならないものとし、第40条第1項に規定する第5期の納期（以下この項において「第5期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に4を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(6) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第

1 期分金額とその者の分割金額に5を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期から第5期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第6期の納期（以下この項において「第6期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に5を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第7期の納期（以下この項において「第7期納期」という。）においてははその者の分割金額とする。

(7) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に6を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期から第6期納期においてははないものとし、第7期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税

に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において

て同じ。)を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「普通徴収分割金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期から第4期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期から第4期納期においてはその者の普通徴収分割金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分特別徴収割金額」という。)に2を乗じて得た金額をそ

の者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第3期納期及び第4期納期においてはその者の普通徴収分割金額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及

び第2期納期における税額はなし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第4期納期においてはその者の普通徴収分割金額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までその間にあってはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期から第3期納期における税額はなし、第4期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に3を乗じて得た金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額と、その者の普通徴収分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期から第4期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間にあってはその者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間にあってはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。

(6) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額、その者の10月分金額及びその者の特別徴収分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期から第4期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間にあっては税額はないものとし、同年12月1日

から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額、その者の10月分金額及びその者の特別徴収分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の特別徴収分割金額に相当する税額とする。

(7) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の普通徴収分割金額に3を乗じて得た金額、その者の10月分金額及びその者の特別徴収分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期から第4期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるもの

を除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間にあってはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日

までの間における税額はなしとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はなしとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合には、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)  
第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)  
第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

条の4、次条第2項及びび」とする。

(省 略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)  
2～13 (略)

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 (略)

(省 略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)  
2～13 (略)

14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 (略)

- 21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 26 及び27 (略)  
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 (略)  
2 (略)

- 22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 27 及び28 (略)  
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 (略)  
2 (略)
- 3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～8 (略)

9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。  
(1)～(7) (略)

10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。  
(1)～(6) (略)

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。  
(1)～(6) (略)

12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失

3～7 (略)

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。  
(1)～(7) (略)

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。  
(1)～(6) (略)

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。  
(1)～(6) (略)

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防

防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

15 (略)

止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)  
第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)  
第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各

年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合は、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税に

年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第

ついて法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に

349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に

定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担

定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の

水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に置ける固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(省 略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等)のうち、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、

次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に置ける固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(省 略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等)のうち、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価

<p>第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。 )に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。 )に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p>	<p>格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。 )に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。 )に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p>
<p>第 16 条の 3 (略)</p>	<p>第 16 条の 3 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用に</p>	<p>ついては、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中</p>
<p>「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第</p>	<p>16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とす</p>
<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>(土地の譲渡等にかかる事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等にかかる事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p>

<p>第 16 条の 4 (略)  (1)及び(2) (略)  2 (略)</p>	<p>第 16 条の 4 (略)  (1)及び(2) (略)  2 (略)</p>
<p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。  (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用に</u>  ついては、<u>附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中</u>  「<u>所得割の額</u>」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第</u>  <u>16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額</u>」とす  る。  4 (略)</p>	<p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。  (1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)  (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p>
<p>第 17 条 (略)  2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。  (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用ついで</u>  <u>は、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得</u>  <u>割の額</u>」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第 17 条第 1</u>  <u>項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。  (省 略)</p>	<p>第 17 条 (略)  2 (略)  3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。  (1)～(4) (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p>
<p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)  第 18 条 (略)  2～4 (略)</p>	<p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)  第 18 条 (略)  2～4 (略)</p>

<p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。</p>	<p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、<u>附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、<u>附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、<u>附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p>

<p>3 及び 4 (略)</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額</u>とする。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>3 及び 4 (略)</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
---	--

(省 略)

(省 略)

# 議案参考資料

(令和6年第1回定例会5月会議)

担当課(室)係

税務課 固定資産税係

## 1. 議案名

報告第5号 かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

令和6年度税制改正における地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

## 3. 趣旨・目的

地方税法の改正により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したのでこれを報告するものです。

## 4. 概要

改正内容

土地に係る都市計画税の負担軽減措置の延長

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から地域や土地にばらつきのある

負担水準を均衡化させることを重視した負担軽減措置について令和8年度まで

継続延長します。

(施行期日：令和6年4月1日)

(令和6年第1回定例会5月会議)

【報告第5号 参考資料】

かつらぎ町都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号）</p> <p>（本 則 省 略）</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 2 （略）</p> <p>3 法附則第15条第32項の規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第37項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第37項の規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第38項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第38項の規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（法附則第15条第42項の条例で定める割合）</p> <p>6 法附則第15条第42項の規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>○かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号）</p> <p>（本 則 省 略）</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 2 （略）</p> <p>（法附則第15条第32項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（法附則第15条第33項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第38項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第43項の条例で定める割合）</p> <p>6 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>

改正後	改正前
<p>7 (略)</p> <p>(宅地等)に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>8 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)</u>に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>7 (略)</p> <p>(宅地等)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p>8 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)</u>に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定の率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>

改正後	改正前
<p>おける都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該年度分の課税標準にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第1</p>	<p>計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第1</p>

改正後	改正前
<p>8項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(<u>農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>13 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地における当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額という。)を超え、当該農地調整都市計画税額とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>14及び 15 (略)</p> <p>16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項</p>	<p>8項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(<u>農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>13 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。))に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超え、当該農地調整都市計画税額とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>14 及び 15 (略)</p> <p>16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項</p>

改正後	改正前
<p>に、<u>附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></p> <p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、<u>第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>に、<u>附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></p> <p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、<u>第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>

# 議案参考資料

(令和6年第1回定例会5月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係

## 1. 議案名

報告第6号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

令和6年度税制改正における地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

## 3. 趣旨・目的

地方税法施行令等の改正により、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したのでこれを報告するものです。

## 4. 概要

項 目	改正後	改正前
1. 後期高齢者支援金等課税限度額の引き上げ (第2条及び第23条関係)	24万円	22万円
2. 低所得者に対する軽減措置の拡充 (第23条関係)		
5割軽減の国民健康保険税軽減判定の 所得基準	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(被保険者数× <u>29.5万円</u> )	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(被保険者数× <u>29万円</u> )
2割軽減の国民健康保険税軽減判定の 所得基準	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(被保険者数× <u>54.5万円</u> )	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(被保険者数× <u>53.5万円</u> )
3. 令和6年度からの資産割廃止による各条の 資産割額の削除  (施行期日：令和6年4月1日)		

かつらぎ町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が650,000円を超える場合には、基礎課税額は、650,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が240,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、240,000円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額が170,000円を超える場合には、介護納付金課税額は、170,000円とする。</p>	<p>○かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が650,000円を超える場合には、基礎課税額は、650,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が220,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、220,000円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額が170,000円を超える場合には、介護納付金課税額は、170,000円とする。</p>

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p><u>第4条 削除</u></p>	<p>(省 略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)  <u>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額(100円未満の端数があるとき又は全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に100分の10.0425を乗じて算定する。</u></p>
<p>(省 略)</p> <p><u>第7条 削除</u></p>	<p>(省 略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)  <u>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.556を乗じて算定する。</u></p>
<p>(省 略)</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>(省 略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)  <u>第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の4.006を乗じて算定する。</u></p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円)に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円)に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円)に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円)に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>

改正後	改正前
2～3 (略)  (省 略)	2～3 (略)  (省 略)

(令和6年第1回定例会5月会議)

【報告第7号 参考資料】

○位置図



○事故による責任割合

かつらぎ町	100%
相手方	0%

○損害賠償の内訳

車両修理費	277,200円	
代替車両費	184,800円	
		計 462,000円

# 議案参考資料

(令和6年第1回定例会5月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

## 1. 議案名

議案第44号 かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該法律の別表第2が廃止され、新たな用語の定義が追加されることとなりました。

## 3. 趣旨・目的

法律の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

新たな用語の定義を追加するとともに、法別表第2が廃止されることに伴い、本条例において、法別表第2を参照している箇所について、文言を改正します。

(第2条、第4条関係)

<新たな用語>

※「特定個人番号利用事務」

法が定めるマイナンバーを利用できる事務（法別表に規定）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいいます。

※「利用特定個人情報」

特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいいます。

(施行期日：令和6年5月27日)

(令和6年第1回定例会5月会議)

【議案第44号 参考資料】

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u><u>をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p>	<p>○かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年かつらぎ町条例第33号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び町長又はかつらぎ町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な<u>限度で利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び町長又はかつらぎ町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な<u>限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(省 略)</p>

# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和6年第1回定例会5月会議）

危機管理課 消防係

## 1. 議案名

議案第45号 かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部改正に伴い、介護補償の月額基準が増額改定されました。

## 3. 趣旨・目的

消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）などが、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされており、このことから所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

改正内容

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の月額基準が増額改定された事を受け規則委任し、併せて既存条例中での字句等の整理を行いました。

### （1）常時介護を要する状態

最高限度額（月額） 172,550円 ⇒ 177,950円（5,400円増）

最低限度額（月額） 77,890円 ⇒ 81,290円（3,400円増）

### （2）随時介護を要する状態

最高限度額（月額） 86,280円 ⇒ 88,980円（2,700円増）

最低限度額（月額） 38,900円 ⇒ 40,600円（1,700円増）

### （3）字句等の整理

第7条、第9条から第9条の2、第19条、第23条の2、附則第4条の2から第5条

（施行期日：公布の日）

(令和6年第1回定例会5月会議)

【議案第45号 参考資料】

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(療養及び療養費の支給)</p> <p>第7条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1) その者の加重前の障害の等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害の等級に応ずる<u>障害補償年金の額</u></p>	<p>○かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(療養及び療養費の支給)</p> <p>第7条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 劑又は治療材料の支給</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1) その者の加重前の障害の等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害の等級に応ずる<u>障害補償金の額</u></p>

改正後	改正前
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて、別表第4の右欄に定めるものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、町は介護補償として当該非常勤消防団員等に対して、当該介護を受けている期間、規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて、別表第4の右欄に定めるものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、町は介護補償として当該非常勤消防団員等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が、別表第4常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において、「常時介護を要する場合」という。)に於いて、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が172,550円を超えるときは、172,500円)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合</p>

改正後	改正前
<p>(損害補償の制限)</p> <p>第19条 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは町は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下である場合に限る。) 77,890円</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が86,280円を超えるときは、86,280円)</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)あつては、当該介護に要する費用として支出された額が38,900円以下である場合に限る。) 38,900円</p> <p>(損害補償の制限)</p> <p>第19条 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは町は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>(省 略)</p>

改正後	改正前
<p>(年金たる損害補償の返還金債権の支払金)</p> <p>第23条の2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したた めその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の 属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行 われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この 条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支 払うべき次に掲げる損害補償があるときは、町は、当該損害補償の支 払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することが できる。</p> <p>附 則</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによ り、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であ って、当該非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を 維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの(第11条第1項第 4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らない</p>	<p>(年金たる損害補償の返還金債権の支払金)</p> <p>第23条の2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したた めその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の 属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行 われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下「この 条において返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払 うべき次に掲げる損害補償があるときは、町は、当該損害補償の支払 金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することがで きる。</p> <p>附 則</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによ り、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であ って、当該非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維 持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの(第11条第1項第4 号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないも</p>

改正後		改正前	
<p>ものを除く。)は、第11条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第13条第2項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。</p>		<p>ものを除く。)は、第11条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第13条第2項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
3	<p>前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるときは、第11条第1項(第1項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、父、母、祖父及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p>	3	<p>前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるときは、第11条第1項(第1項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、父、母、祖父及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p>
4	<p>～ 5 (略)</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p>	4	<p>～ 5 (略)</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p>
第5条 (略)		第5条 (略)	
1	3 (略)	1	3 (略)
4	<p>障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	4	<p>障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>
5	6 (略)	5	6 (略)
(略)		(略)	

改正後		改正前	
2	(略)	2	(略)
1	傷病補償年1 障害厚生年金等に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1	傷病補償年1 障害厚生年金等に規定する公務上の災害に係るものを除く。)
	0.88 (略)		0.86 (略)
2	傷病補償年1 障害厚生年金等に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	2	傷病補償年1 障害厚生年金等に規定する公務上の災害に係るものに限る。)
	0.92(第1級の傷病する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91)		0.91(第1級又は第2級の傷病等障害に係る傷病補償年金にあっては、0.90)
2	(略)	2	(略)
3	障害補償年1 (略)	3	障害補償年1 (略)
	0.88		0.88
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)		障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)
4	障害補償年1 障害厚生年金等に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	4	障害補償年1 障害厚生年金等に規定する公務上の災害に係るものに限る。)
	0.89(第1級又は第2級の傷病等障害に係る障害補償年金にあっては、0.88)		0.89(第1級又は第2級の傷病等障害に係る障害補償年金にあっては、0.88)
2	障害基礎年金(当該損害補償の事由	2	障害基礎年金(当該損害補償の事由
	0.92(第1級の障		0.92(第1級の傷

改正後		改正前	
	<p>となった障害について平成24年一元<del>害等級</del>に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、<u>0.91</u>)</p>		<p>となった障害について平成24年一元<del>病等級</del>に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、<u>0.91</u>)</p>
5～6 (略)	(略)	5～6 (略)	(略)
3～4 (略)		3～4 (略)	
5 (略)		5 (略)	
(略)		(略)	(略)
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>	障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.86</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
6～7 (略)		6～7 (略)	
	(省 略)		(省 略)

# 議案参考資料

(令和6年第1回定例会5月会議)

担当課(室)係

企画公室 政策調整係

## 1. 議案名

議案第46号 かつらぎ町過疎地域持続的発展計画の変更について

## 2. 背景・経過

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条において、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う事業について過疎対策事業債を財源とすることができることが規定されており、過疎対策事業債の発行にあたっては過疎地域持続的発展計画への事業の記載が必要となります。

## 3. 趣旨・目的

本町の持続的な発展を目的とした取り組みの一環として、以下の事業を実施します。  
大谷小学校では、自校方式にて学校給食を提供しており、設備等については、これまでも計画的に更新等を実施してきました。  
今年度は、シンクや回転釜の更新を予定しており、次年度以降に空調設備や保冷庫の整備等を計画していたところです。  
しかしながら、空調設備に急遽不具合が発生したことから、今回、次年度計画を前倒しして一体的に整備することとし、良好な衛生環境の確保と、安心安全な学校給食の提供を図ります。

## 4. 概要

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画 第9項「教育の振興」第3号「整備計画」の事業計画表に、以下の事業内容を追加します。

第9項第3号整備計画：大谷小学校給食調理室整備事業

かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）新旧対照表

変更後		変更前	
かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）		かつらぎ町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）	
1 基本的な事項 (1) かつらぎ町の概要	(省 略)	1 基本的な事項 (1) かつらぎ町の概要	(省 略)
9 教育の振興 (1) 現況と問題点	(省 略)	9 教育の振興 (1) 現況と問題点	(省 略)
(3) 整備計画		(3) 整備計画	
持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(略)	(略)	(略)
	(1) 学校教育 関連施設 スクールバス ス・ポート	スクールバス購入	かつらぎ町
	(1) 学校教育 関連施設 給食施設	大谷小学校給食調理室整備 事業	かつらぎ町
		スクールバス購入	かつらぎ町
	(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業	子育て講座（トリプルP）事 業	かつらぎ町

変更後		変更前	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	子育て講座（トリプルP）事業	幼児教育	(以下省略)
	かつらぎ町		
(省 略)		(省 略)	